

刑訴法
21

次は、告発についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 告訴に関して、告訴が訴訟条件となる罪があるのと同様に、告発に関して、告発を訴訟条件とする罪がある。
- (2) 共犯者の一部について告発又はその取消しがあったとしても、他の共犯者に対してその効力は及ばない。
- (3) 告発権者については、「何人でも」と規定しているが、犯人、告訴権者又は捜査機関は除かれる。
- (4) 告発には、犯罪事実の申告が含まれていなければならないが、告訴の場合と同様に、犯人の処罰を求める意思表示がなければならない。
- (5) 告発は、告発人を具体的に表示してこれを行うことを要する。

刑訴法
22

次は、自首についての記述であるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 自首調書を録取するに当たっては、あらかじめ自己の意思に反して供述する必要がある旨を告げることを要しない。
- (2) 捜査機関に対する自発的な申告は、直接犯人がする必要はなく、他人を介して捜査機関に申告した場合であっても、有効な自首と認められる場合がある。
- (3) 勾留中の被疑者を取調べ中、他に罪を行っていないか追及したところ、他の罪について自白した場合、これがいまだ捜査機関等に発覚していなくても、自首には当たらない。
- (4) 自首は、捜査機関に対して行わなければならないことから、一般人や裁判官に対して犯人が犯罪事実を申告したとしても、自首には当たらない。
- (5) 自首してきた被疑者を逮捕した場合は、弁解録取書を作成する前に、自首調書を作成する。

刑訴法
23

次は、事件の送致と送付についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 逮捕した被疑者の身柄を送致する場合は、被疑者を拘束した時から48時間以内に送致する手続をすれば足り、現実には被疑者の身柄を検察官の下に送り届けることまでは必要ない。
- (2) 告訴・告発事件については、全て検察官に送る必要があり、これが送致と送付を区別する理由であるとされている。
- (3) 被疑者を逮捕した告訴事件において、当該被疑者を送致前に釈放した場合は、事件を送致書ではなく送付書で検察官に送ることとなる。
- (4) 被疑者を逮捕した事件は、必ず検察官に送致しなければならないが、被疑者を釈放した場合であっても、被疑者の身柄を在宅のまま送致する必要がある。
- (5) 罰金以下の刑に当たる18歳未満の少年被疑者の事件は、検察官に送致する。

刑訴法
24

次は、伝聞法則の例外についての記述であるが、誤りはどれか。 

- (1) 実況見分調書の証拠能力は、その作成者が、公判期日において証人として尋問を受け、真正に作成されたものであることを供述した場合に認められる。
- (2) 鑑定書の証拠能力は、鑑定人が、公判期日において証人として尋問を受け、真正に作成されたものであることを供述した場合に認められる。
- (3) 医師の診断書は、その作成過程において特に信用性の情況的保障があることから、無条件で証拠能力が認められている。
- (4) 検察官及び被告人が証拠とすることに同意した供述調書は、それが作成されたときの状況を考慮し、裁判所が相当と認めるときに限り、証拠とすることができる。
- (5) 参考人等、被疑者以外の者が作成した供述書には、供述者の署名押印は不要であり、供述不能性、必要不可欠性及び特信性の要件を満たせば証拠能力が認められる。

刑訴法
20

告訴と告発

- (1) 誤り。 親告罪の告訴は、犯人を知った日から6か月を経過したときは、これを行うことができない(刑訴法235条本文)。ただし、外国の代表者が行う告訴等については、告訴期間は制限されていない(刑訴法235条但書)。
- (2) 正しい。 告訴とは、犯罪の被害者やその他の告訴権を有する者が、捜査機関に対し、犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示をいい、告発とは、犯人又は告訴権者以外の第三者が、捜査機関に対し、犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示をいう。これらとは異なり、犯人が自らの犯罪事実を申告して処罰を求めるのは、自首である(刑訴法245条)。
- (3) 正しい。 告訴権者は、犯罪の被害者等であり、刑訴法230条以下で限定されている。一方、告発に関しては、何人でも犯罪があると思料するときは告発をすることができる(刑訴法239条1項)、申告者が、被害者等であればその申告は告訴に当たるし、犯人であればその申告は自首に当たるから、告訴及び自首に該当する場合は除かれる。
- (4) 正しい。 刑訴法239条2項によって、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と規定されている。これに対し、告訴の場合は、このような規定が存在しない。
- (5) 正しい。 親告罪についての告訴は、公訴の提起前に限り取り消すことができるが、取消しをした者は更に告訴をすることはできない(刑訴法237条)。告発については、再告発を禁止する規定がなく、有効である(東京高判昭28.6.26)。

刑訴法
21

告発

- (1) 正しい。 独占禁止法の罪についての公正取引委員会の告発、公選法の罪についての選挙管理委員会の告発、関税法違反事件についての税関職員ないし税関長の告発等、明文によって規定されているものがある。
- (2) 誤り。 訴訟条件となる告発については、親告罪における告訴と同様、共犯者の一部について告発又はその取消しがあったときは、他の共犯者に対してもその効力が及ぶ(刑訴法238条2項)。

- (3) 正しい。 司法警察職員ではないが捜査権を認められている者、例えば国税庁監察官(財務省設置法27条)等についても、その捜査に関しては刑訴法に規定する司法警察職員の捜査に関する規定が準用又は読み替え適用され、これに基づいて捜査を行う立場にあるので、その権限に属する犯罪については告発することができない。
- (4) 正しい。 告発の方式及び告発を受けた司法警察員、検察官の手続は告訴の場合と同様である(刑訴法241条～243条、犯捜規63条～65条、67条)。
- (5) 正しい。 匿名の投書、密告等は告発ではない。告発人は自然人に限られるものではなく、公私の法人のみならず、法人格のない社团、財団もこれを行うことができる。

刑訴法
22

自首

- (1) 妥当。 自首調書を録取するに当たっては、供述拒否権の告知は必要ない。
- (2) 妥当。 枝文のとおり(最判昭23.2.18)。この場合、犯人が、いつでも捜査機関の支配内に入る態勢にあることが必要である。
- (3) 妥当。 捜査機関の取調べに対し、いまだ発覚していない余罪を自ら供述するのは自白であって自首ではない(東京高判昭43.4.22)。
- (4) 妥当。 自首は、検察官又は司法警察員に対して行う必要がある(刑訴法245条・241条)、捜査機関ではない一般人や裁判官に対して犯罪事実を申告しても、自首には当たらない。
- (5) 妥当でない。 弁解録取書の作成については、「直ちに」行わなければならないとされていることから、自首調書の作成前に逮捕した被疑者については、逮捕後の手続としての弁解録取書の作成を優先して行わなければならない。

刑訴法
23

事件の送致と送付

- (1) 正しい。 被逮捕者の留置を継続する場合には、被逮捕者が身体を拘束された時から48時間以内に書類及び証拠物と共に検察官に送致する手続をすれば足り、その時間内に被疑者の身柄が現実には検察官の手元に到着することは必要でない。
- (2) 正しい。 送致と送付は、同様の意味を持つが、通常の事件送致と区別するため、



Step Up

判示要旨

1 業務妨害罪における「業務」(大判大10. 10. 24³⁾)

本条にいう業務は、公務を除くほか精神的であると経済的であるとを問わず、広く職業その他継続して従事することを要すべき事務又は事業を総称する。

2 業務と公務の関係(最決昭62. 3. 12⁵⁾)

妨害の対象となった職務は、委員会の条例案採決等の事務であり、何ら被告人らに対して強制力を行使する権力的公務ではないのであるから、当該職務は威力業務妨害罪にいう「業務」に当たる。

3 犯罪予告の虚偽通報と警察の公務(東京高判平21. 3. 12⁶⁾)

犯罪予告の虚偽通報がなければ遂行されたはずの本来の警察の公務は、強制力を付与された権力的なものを含めて、その全体が偽計業務妨害罪にいう「業務」に当たる。

条文

▶ 1 刑法233条(信用毀損及び業務妨害)

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

▶ 2 刑法234条(威力業務妨害)

威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例

による。

▶ 4 刑法95条(公務執行妨害及び職務強要)

公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する(1項)。

5

不動産会社であるA社に勤める甲は、競合他社であるZ社から自らに有益な情報を得るため、A社が機密資料として所持している顧客名簿(紙媒体)のコピーをZ社に渡す取引計画を立てた。後日、甲は、勤務中にA社の保管庫から同名簿を社外に持ち出し、会社付近にあるコンビニエンス・ストアのコピー機で全ページをコピーした後、同名簿を元の場所である保管庫に戻した。

本事例における甲の刑法上の刑責について述べなさい(不正競争防止法については、別論とする)。

不法領得の意思

答案構成

- 1 結論
- 2 窃盗罪の意義
- 3 窃盗罪の客体
- 4 不法領得の意思
- 5 設問に対する検討

答案例

1 結論

甲は窃盗罪の刑責を負う。

2 窃盗罪の意義

他人の占有する財物を窃取する犯罪である(刑法235条¹⁾)。「窃取」とは、他人の占有する財物を占有者の意思に反して自己又は第三者の占有に移転させることをいう。

3 窃盗罪の客体

他人の占有する財物である。

(1) 占有

占有とは、財物に対する事実上の支配をいう。他人の事実に支配領域にある財物は、直接握持又は監視されていなくても、その他人の占有に属する。

(2) 財物

多数説は、財物は有体物をいうとする(有体物説)。これによれば、固体、液体、気体は財物に含まれるが、エネルギーは財物に当たらない。ただし、例外として、刑法245条²⁾により、電気は財物とみなされる。情報それ自体は有体物ではなく財物ではないが、情報が記載・記録された媒体である文書やディスク等は財物となる(東京地判昭59. 6. 28³⁾)。